

地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、地域商業活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、市町村等が主体となり、地域の現状や課題、ニーズを踏まえて策定した「地域商業機能維持・活性化計画」の実行を支援することにより、地域住民の生活の利便性の確保・向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。
- (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり会社等法人格を持つ団体をいう。
- (3) 商業者グループ 商業者を含む4名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するものをいう。

(補助対象事業及び補助事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「地域商業機能維持・活性化計画」に位置付けられた取組であって、次に掲げるものとする。

(1) 地域力向上支援事業

人材育成や組織づくりなどの地域力向上に資する取組

(2) 地域コミュニティ創出等支援事業

空き店舗等を活用したコミュニティースペースの整備など地域住民の利便性の確保・向上に資する取組

2 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければな

らない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができます。

(補助金の変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、補助事業の内容又は次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各補助対象事業ごとに、20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金（中止・廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならぬこと。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならぬこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した、規則第19条第1項に規定される財産（次号において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 補助事業により取得した取得財産等について、別記第4号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、第6条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び事業実施主体に対し、補助事業

の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第8条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第5号様式による実績報告書を、補助事業の完了日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日とする。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式の消費税仕入控除税額等に係る報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第7条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる

ものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2号から第6号まで、第10条、第11条第3項、第14条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係及び第9条）

補助事業	①地域力向上支援事業 ②地域コミュニティ創出等支援事業	
補助事業者	市町村等	
事業実施主体	商工団体等、商業者グループ	
補助対象経費	地域商業機能維持・活性化計画に位置づけられた取組に係る経費であって、知事が必要であると認めた経費 報償費、旅費、需用費、役務費（手数料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
補助率	4分の1以内	
補助限度額	50万円	100万円
備考	(1) 市町村等の要綱で定められた補助率が補助対象経費の2分の1以上であること。 (2) 令和7年度において商店街等振興計画推進事業費補助金の交付決定を受けていない取組であること。	

注1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

注2 事業実施主体が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ知事と協議しなければならない。

（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）